

津和野町立公民館組織体制等 基本計画

平成 27 年 2 月
津和野町教育委員会

目次

はじめに	1
経過・現状・方向性	2
方針	
(1) 公民館及び公民館職員の配置について	3
1) 館体制について	3
2) 職員体制について	3
3) 時期	3
4) 説明	3
(2) 公民館等ごとの体制について	4
1) 日原地域	4
2) 津和野地域	5
3) 中央公民館	5
4) 日原山村開発センター及び津和野町民センター職員	5
(3) 公民館の職員の選出について	6
おわりに	7
津和野町立公民館の将来の体制（イメージ）	8
参考資料（組織図）	9

<はじめに>

現在の津和野町は平成 17 年 9 月 25 日に旧津和野町、旧日原町が合併し今日に至っている。平成 18 年 3 月末の人口は 9,615 人、平成 26 年 3 月末では 8,097 人であり 1,518 人の減、高齢化率も 38.3% から 43.8% となり、地域での公民館活動へも少しずつではあるが、人口減少の影響があらわれている。

公民館は、昭和 21 年に地域の社会教育施設としてその設置が提唱され、その後、教育基本法（昭和 22 年）、社会教育法（昭和 24 年）によって法的整備が図られてきた。本町においても公民館は、旧町時代から住民の身近な学習・交流活動の場として親しまれるとともに、学習活動を援助し、生活の改善・向上に大きな役割を果たしてきている。

合併後、公民館体制の統一化を模索し、平成 21 年度より中央公民館 2 館、公民館 8 館、分館 4 館で常勤主事の中央公民館は 2 館、公民館は 4 館でスタートした。その後、平成 23 年 4 月から常勤主事配置の公民館が 4 館増え現在に至っている。

公民館の目的は、社会教育法では、「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とされている。過疎化・高齢化の進む当町では、地域の課題解決の核としての役割がますます重要になり、地域住民のために今まで以上にその役割を果たすことが期待される。

公民館は、旧町時代においての長い歴史と背景に大きな違いがある中で、それぞれ特色ある制度をとりながら町民の生活と密接に関わり、地域づくり、人づくりを進めてきており、合併後の体制の改編については地域の意向も受ける形で変更されてきた。これからの津和野町の現状、将来を考えたとき、住民の集う場所となり、活動しやすい、より魅力的な津和野町の公民館体制であるべきであると考え。その前提として、津和野町教育ビジョンにも示されているように、どの地域も同様の体制で、公民館同士が互いに連携・協力しながら活動できる体制の整備を図り、公民館による地域の活動を通して、住民が主体的に活動するとともにお互いを支え合える地域づくり、また、それを進める人づくりを目標に据えた公民館体制とするため本計画を策定する。

<経過・現状・方向性>

年月等	内容	備考
平成 21 年	中央公民館を旧町単位で各 1 館、公民館各 4 館とした統一化した提案により地域説明 <ul style="list-style-type: none"> ● 非常勤館長 1 名、常勤主事 1 名の体制 ● 日原地域の本館 3 館（滝元、枕瀬、池河）を分館とし、商人・溪村分館との 4 館については非常勤主事 日原地域の公民館については常勤体制が不要という地元の強い要望により結果として非常勤主事体制でスタート。旧町単位での設置館数の違いは、分館化することで整理したが、職員体制の統一が課題。分館となった館も、従来の活動内容を保障したことにより、実質的には旧町単位での施設設置数に大幅な差が生じたままであり、職員体制の違いにより、なかなか一体となった公民館活動ができにくい状況があった。	合併協定での取決め
平成 23 年 4 月	日原地域の公民館 4 館（青原、須川、左鑑、枕瀬分館）が常勤主事体制 <ul style="list-style-type: none"> ● 常勤主事のいる館の間での連携がとり易くなる ● 公民館の開館日が増えたことにより公民館へ足を向ける人も増え、住民の活動が活発化した 	

全町の公民館の連携強化を更に強めるためには、一方で旧町ごとの設置館数の整理や、職員体制の一本化も更に進めていく必要があるが、数十年にわたる旧町時代の歴史は一朝一夕で解決することは困難である。先ず設置館数については、分館も含めると日原地域には 8 館（中央は除く）の公民館があり、津和野地域には 4 館と倍の設置がされている。本来は公民館活動をより活発化するためには、日原地域に合わせて津和野地域に設置館を増やすことが理想である。しかしながら、年々人口が減少する中、財政的にも従来からの地域の活動エリアからも、津和野地域内に新たに 4 館を設置することは現実的ではない。一方で、日原地域でも長年にわたって現在の公民館エリアでの活動を行ってきた歴史もあり、平成 21 年の再編計画案での分館化後も、本館活動への集約が全く図れていないことも事実である。

このことから、今後の公民館事業の方向性として、社会教育施設としての役割を本来としながらも、地域課題解決に向けた取り組みのウエイトが高まることも予想され、主事の常勤化体制を図り、館の連携によるサービス向上策の取組はもとより、併せて、旧町間での住民サービスの差を出来るだけなくし、更なる町民の一体感の醸成を図る必要がある。一方で自治公民館の設置などにより、住民の自主的な公民館活動の推進も図っていく必要がある。

<方針>

(1) 公民館及び公民館職員の配置について

1) 館体制について

- 10 館の公民館を設置する。
- 分館は廃止する。
- 廃止した分館は、自治公民館活動を推進する。施設はそれぞれの公民館のアンテナ施設として利用する、又は集会所として活用する。
- 中央公民館は廃止する。但し、取りまとめの館を設ける。
- 公民館運営審議会の代わりとして、社会教育委員の会がその役割を担う。

(現在 10 名の社会教育委員を 12 名とし、地区のバランスを考慮して選出する。)

名称		
青原公民館	須川公民館	畑迫公民館
日原公民館	左鏡公民館	木部公民館
枕瀬・滝元公民館(仮名)	小川公民館	
池河・商人・溪村公民館(仮名)	津和野公民館	

2) 職員体制について

- 館長：非常勤（150 日以上勤務） … 採用方法は地域からの推薦
- 主事：常勤（嘱託職員） … 採用方法は公募

3) 時期

- 館体制：平成 29 年度を目標に地域説明会、事業の統合等を検討する。
- 職員体制：平成 27 年度より実施。両中央公民館職員及び非常勤館については、館体制に併せて行う。

4) 説明

本来は、きめ細やかで平等なサービスを行うためには、狭い範囲の地域ごとに館を設置し、その全ての館を常勤主事公民館（以下、常勤館）にしていくことが望ましいが、新規に設置するためには多額の工事費や土地の取得等を必要とし、維持経費も含めると現実的ではない。

一方、旧町間での行政サービスの極端な違いは、住民感情の新町での一体感の醸成の妨げになり、更には確執を生む要因となる恐れがある。そのため、旧町間で倍の設置館数の違いがある現行の体制を見直し、このような極端な差が出ないようにしながらも、従来からの地域での公民館活動に配慮し、また、公民館エリアの人口・面積、住民感情等の課題を考慮して、日原地域 6 館、津和野地域 4 館の 10 館体制とした。

また、統合することで公民館への距離が遠くなり、活動に参加しにくく、統合後の公民館活動の停滞も考えられる地域もあるため、事業の連携をさらに進め、地域間格差がないよう努めなければならないと考える。廃止となる分館については、自治公民館活動の推進や、施設を公民館活動の出前講座等のアンテナ施設として有効に利用することで、地域の公民館活動への支障を出来るだけ抑える対応が必要であるとともに、集会所としての活用も検討する。

(2) 公民館等ごとの体制について

1) 日原地域

日原地域は、日原公民館の分館として枕瀬分館、滝元分館、池河分館、商人・溪村分館の4館が設置されているが、現在、実質的にはそれぞれが独立館という意識で活動している。分館としてではなく、人口、館の距離を考慮しながら公民館の統合整理を進め、独立館として常勤職員を配置していく。

館名	職員		範囲	その他
	館長	主事		
青原	非常勤 (150日)	嘱託職員	現状のとおり	広いエリアを取りまとめる公民館であり、その点を考慮した活動が必要。
日原	非常勤 (150日)	嘱託職員 2名	現状のとおり	主事1名はセンター職員を兼ねつつ公民館の職務を行う。もう1名は公民館の職務を行う。
枕瀬	非常勤 (150日)	嘱託職員	平成29年度までに滝元分館と統合	平成23年度に常勤主事を配置し、活発化した。住民が集まりやすい場所ということもあり、住民の集う場所として機能している。滝元分館との距離が1.3kmと近く、一体化して活動していくことが必要。
滝元	館統合まで非常勤	館統合まで非常勤	平成29年度までに枕瀬分館と統合	滝元地域だけでの活動が必要であり、自治公民館として活動する場合には施設を含め一定の活動が出来るよう支援。
池河	館統合まで非常勤。(できれば平成27年度から非常勤(150日))	館統合まで非常勤。(できれば平成27年度から嘱託職員)	平成29年度までに商人・溪村分館と統合	併設されている運動施設の利用率も高く、施設管理も含めて常勤主事を配置し、昼間の事業を工夫していくことにより館としての機能を充実させていくことが期待できる。商人・溪村分館とは、距離があり高齢化も伴って町部への行事参加はしにくい状況であるが、最も近い池河分館と統合し、一体化して活動していくことが必要。
商人・溪村	館統合まで非常勤	館統合まで非常勤	平成29年度までに池河分館と統合	商人・溪村地域だけでの活動として自治公民館活動を行う場合には施設を含め一定の活動が出来るよう支援する一方、池河分館と一体化した活動が必要。
須川	非常勤 (150日)	嘱託職員	現状のとおり	広いエリアを取りまとめる公民館であり、その点を考慮した活動が必要。早い段階での常勤主事体制に合わせた館長の配置が必要。
左鐙	非常勤 (150日)	嘱託職員	現状のとおり	広いエリアを取りまとめる公民館であり、その点を考慮した活動が必要。

2) 津和野地域

平成 21 年から公民館長が正職員から非常勤の館長となったため、館長だけでなく主事も負担が大きくなっている。本来は、きめ細やかなサービスを行うためには、狭い範囲の地域に館を設置し、その全ての館を常勤館にしていくことが望ましい。しかし、館を新規に設置するためには多額の費用が必要になり、現実的でなく、地域特性を考えて範囲については現状のとおりが適当だと考える。

館名	職員		範囲	その他
	館長	主事		
小川	非常勤 (150 日)	嘱託職員	現状のとおり	広いエリアを取りまとめる公民館であり、その点を考慮した活動が必要。
津和野	非常勤 (150 日)	嘱託職員 2 名	現状のとおり	主事 1 名はセンター職員を兼ねつつ公民館の職務を行う。もう 1 名は公民館の職務を行う。
畑迫	非常勤 (150 日)	嘱託職員	現状のとおり	広いエリアを取りまとめる公民館であり、その点を考慮した活動が必要。
木部	非常勤 (150 日)	嘱託職員	現状のとおり	広いエリアを取りまとめる公民館であり、その点を考慮した活動が必要。

3) 中央公民館

旧町単位で設置している中央公民館については、特に日原公民館の分館の伝票処理等の役割を担っており、直接分館の廃止と中央公民館の廃止とは関係性がないが、答申では中央公民館の必要性が求められていないことから、中央公民館を廃止し、その代わりに担うまとめ役の館を設けて、町全体の連携協力と調整を行う体制とする。

また、各中央公民館の運営審議会については、中央公民館の廃止に伴い設置できないため、社会教育委員の会がその役割を担うこととする。

① 日原中央公民館

日原中央公民館は、これまで旧日原町の公民館の中心として活動してきた。各分館が独立館となりそれぞれが施設管理・事務まで行えるようになれば、中央公民館は必要ではない。ただし、合併前から続いている旧日原町地域独自の行事、事業もあるため、精選し、存続の必要があるものは、日原地域の公民館が連携した事業として実施するために中央公民館的な役割を持つ館を設ける。

② 津和野中央公民館

日原中央公民館の廃止と同時に廃止する。旧津和野町地域独自の行事、事業もあるため、精選し、存続の必要があるものは、津和野地域の公民館が連携した事業として実施するために中央公民館的な役割を持つ館を設ける。

4) 日原山村開発センター及び津和野町民センター職員

両センターについては、中央公民館館長がセンター長を、主事がセンター業務を兼務している状況である。公民館職員が公民館業務に専念し、充実した事業展開ができるように、公民館職員とセンター職員の役割分担は行うものの、それぞれの事業については協力する。

(3) 公民館の職員の選出について

	方法	その他
館長	地域推薦	地域の特性、実情、人のつながりを把握された方を地域推薦にて選出することを地域に依頼する。公民館の目指すところは、事業を通しての地域の人づくりである。その要としての公民館長としては、地域での選出が望ましい。
常勤主事 (嘱託職員)	公募	現在は地域推薦を受け決定している。同じ公民館で長年勤務されている方も多く、地域の方々とのつながりを強くし工夫された事業を展開している。主事としての技量を高め、資質を高めていることは確かである。そのことにより、それぞれの公民館の特色ともいえる事業も生まれている。公募を実施することにより、地域の活動をより一層高められると考える。これは、活躍されている主事をやめさせる目的で実施するのではなく、むしろ、現在の経験や能力を津和野町全域の実態を考慮し地域を超えて配置することは、津和野町の社会教育の活性化に繋がると考える。その採用については、平成 27 年度より実施する。
非常勤主事	地域推薦	分館の統合にあわせて廃止する。

<おわりに>

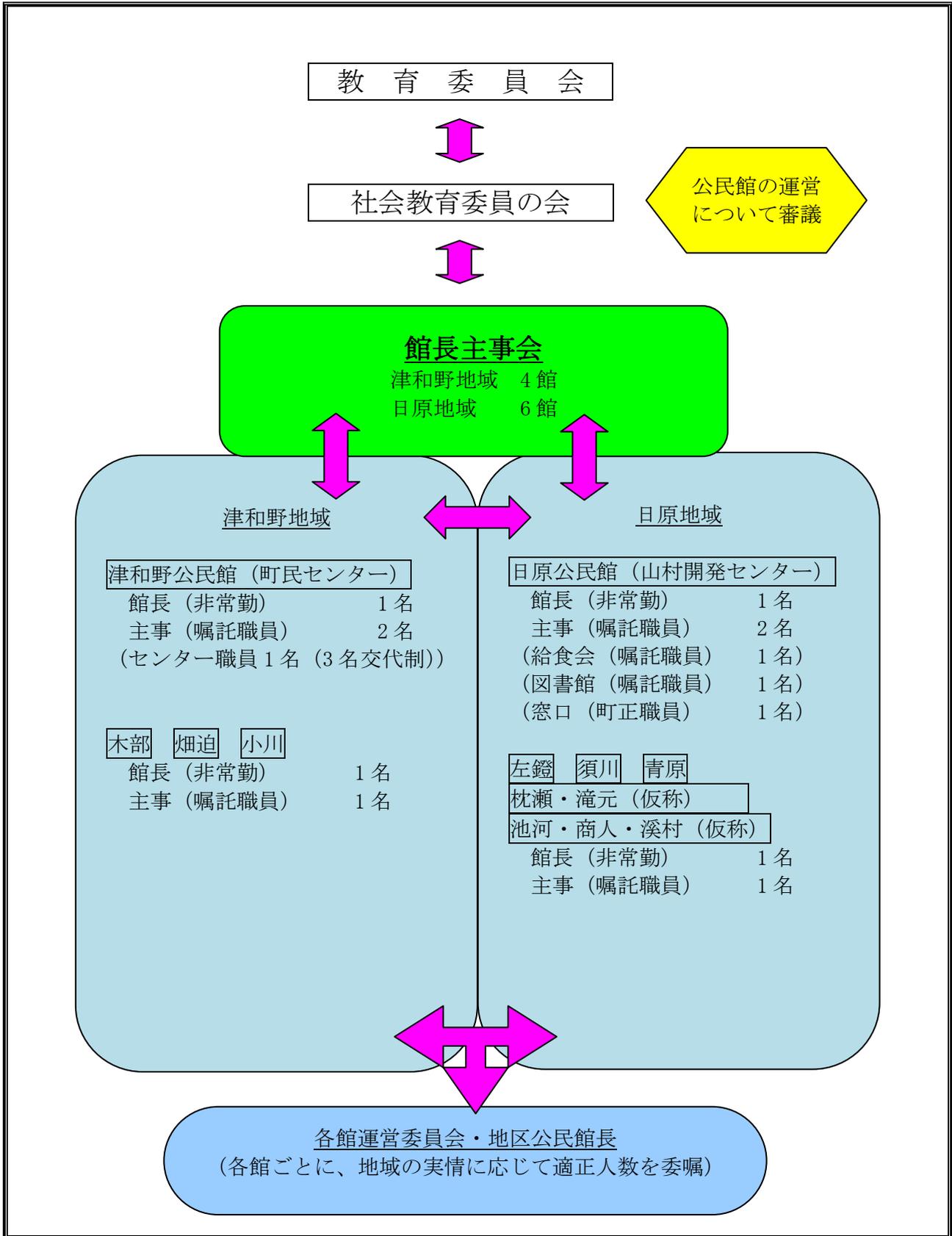
津和野町社会教育委員の会より、津和野町内で生活し、社会教育の現場に触れ、その中で感じていること、また、住民にふれあいいろいろな声を聞き、考えさせられることが多々あるなかで、教育委員会に対し答申を提出頂いた。委員それぞれが思いを持ち寄り、住民の一人として10人で議論を重ね検討され、公民館のあり方について方針を示して頂いた。

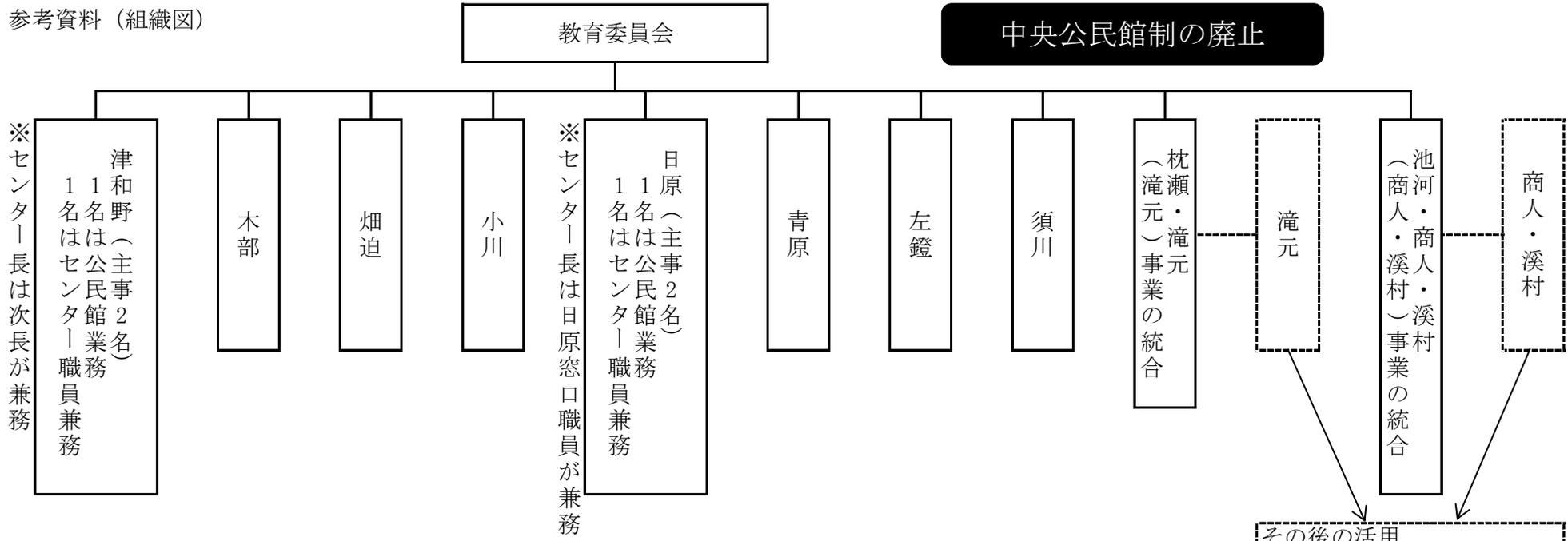
教育委員会としては、その答申をベースに数度の協議を行い、最終的に今回の案とした。答申内容をベースとしながらも、現実的に予算面で教育委員会の判断だけでは困難なことは、若干の修正を加え、更に必要な事については付け加える等し、教育委員会としての基本計画としてまとめている。

津和野町の今後の人口の推移を考えると「公民館組織の在り方及び職員体制」は、今回だけで終わらず、その時期に応じてさらにふさわしい形を模索していくことも必要になると考える。

社会教育委員の会で約1年間の歳月をかけ、住民としての目線に立ち、また幅広い見識の中で検討されたものであり、今後、地域のご意見も加味しながら一つでも実現し津和野町の公民館、社会教育の発展に生かしていけるよう努力したい。

津和野町立公民館の将来の体制（イメージ）





6

【職員体制等】

- 館長（非常勤）
 - ・報酬年額 1,047,600円
 - ・勤務日数 年間150日以上（週3日程度勤務）
- 主事（常勤）
 - ・嘱託職員給与規定による
 - ・勤務日 土日、祝日、及び12/30～1/4を除く日
- 公民館運営審議会委員

中央公民館の廃止に伴い、設置しない。社会教育委員の会がその役割を担う。
- 公民館運営委員

（機能）館長の諮問に応じ、館における各種事業の企画実施について調査審議するとともにその推進にあたる。
（委員報償）@1,000円/回
- 地区公民館（館長）

（機能）連絡調整と事業の実施。各館ごとに、地域の実情に応じて委嘱
（報酬）年9,800円

採用について

	答申	提案	内容について
館長	地域推薦	地域推薦	
主事	公募	公募 1年更新	現在の主事は社会教育関係資格を持っている者はいないものの研修等への出席も多く、やる気もあり、それぞれの地域の特性を生かした又は主事の特性を生かした事業展開を行っている職員なので、公募にし、町内全体へその能力を発揮できるような体制にする。